

福井県立大学と株式会社福井銀行との産学連携の協力推進に係る協定書

福井県立大学（以下「甲」という。）と株式会社福井銀行（以下「乙」という。）は、地域を中心とした産学連携の協力推進のため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙（以下「両者」という。）が緊密に情報交換を行い、相互に協力して産学連携を推進することにより、甲の知的資源および物的資源を地域社会に一層還元し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 甲の研究シーズと地域企業等の技術ニーズとのマッチングのコーディネート
- (2) 乙の取引先からの技術相談に関する支援
- (3) 地域企業等のニーズに関する情報収集および情報提供
- (4) 自治体からの相談に関する支援
- (5) その他両者が合意した事項

（実施体制）

第3条 両者は、前条の事項に係る活動を推進するため、相互に連携窓口を設置し、担当者1名以上を配置するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条に定める事項の実施に関し、両者がそれぞれにおいて発生した費用については、原則としてそれぞれが自ら負担する。

（秘密保持）

第5条 両者は、第2条の協力事項により相手方から提出された情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示または漏洩してはならない。また第1条に掲げる以外の目的に利用してはならない。

2 両者は、第2条の協力事項により地域企業から提出された情報を、当該企業の事前の承諾なく第三者に提供、開示または漏洩してはならない。

3 両者は、第6条に定める協定期間の満了後または第7条の協定の解除により効力を失った後も、第1項および第2項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

4 本協定において「情報」とは、文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物および相手方から提供された情報を基にして作成された一切の資料をいう。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第7条 両者は、相手方に対して1ヵ月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何ら責任を負うことなく本協定を解除することができる。

（その他）

第8条 本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、両者は誠実に協議を行う。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成29年 6月15日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
福井県立大学
学長

進士五十八

乙 福井県福井市順化1丁目1番1号
株式会社福井銀行
代表執行役頭取

林正博